

## 1・6 海運に係る規制等の制度見直し

### 1・6・1 規制改革要望

当協会は政府の規制緩和推進計画が開始された 1995 年より、会員会社から寄せられた規制改革要望を関係方面に求め、これまで一定の成果を挙げている。

内閣府において、2013 年 1 月より「規制改革会議」が設置されていたが、2016 年 7 月末に同会議が設置期限を迎えたことから、同年 9 月に後継組織として「規制改革推進会議」が設置された。同会議においても「規制改革ホットライン」は維持され、引き続き常時提案を受け付けており、日本経済団体連合会（経団連）が例年と同じく自らの規制緩和要望を取り纏めるための会員アンケートを実施したため、当協会は会員会社に照会しつつ対応した。2022 年度の経団連アンケートについては、「Society 5.0 実現に向けた残された課題」に最優先に取り組みたいとして、同課題に関する要望を募集したことから、当協会は特段の意見反映等を行わなかった。（例年同様、日本籍船に係る規制緩和については対象外のため、別途海事局と対応。下掲 1・6・2 参照）

### 1・6・2 日本籍船に係る規制緩和

2008（平成 20）年に導入され、翌年より適用が開始されているトン数標準税制については、制度の適用にあたり、認定事業者には日本船舶（日本籍船）の増加要件が課されていることから、日本船舶の保有隻数・増加必要隻数が多く、特に影響の大きい大手 3 社が中心となり、日本籍船に係る制度・手続きの改善に対応している。

#### 1. 「民間武装警備員」乗船可能船の拡充

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

##### (1) 経緯

###### ①特措法の成立

2013 年 11 月、わが国政府は、ソマリア沖・アデン湾の海賊問題等に鑑み、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」（特措法）を措置、これにより、我が国に原油輸送を行うタンカーについては、「民間武装警備員」の乗船が可能となった。

しかしながら、その後、会員各社から「民間武装警備員が乗船可能な船の拡大」の要望が寄せられていたことから、引き続き、海事局に相談してきた。

###### ②次期トン数標準税制の議論

2022 年度末の第 3 期トン数標準税制（トン数税制）の期限到来を控え、当協会では 2021 年度から、海事局外航課と次期制度に関する議論を本格化していたところ、議論のテーマのひとつである「日本籍船保有に関する障壁軽減」の中で、「民間武装警備員の乗船が可能な船舶の拡充」が改めて俎上に上がり、加えてロシアのウクライナ侵攻を契機とした国際情勢の変化等も相俟って、拡充に向けた活動の機運が高まった。

このような状況に鑑み、海事局は内部の検討を開始、併せて、内閣法制局等の

関係省庁等との調整をはじめた。当協会は、海事局の求めに応じ、資料作成等の協力を行った。

## (2) パブリックコメント実施、要望書提出

### ①パブコメ実施

2022年7月下旬、海事局より、「民間武装警備員に係る改善（以下 a、b）について、内閣法制局をはじめとする関係省庁の了承が得られたため、8月中頃に、aに係る改正についてパブコメを行う予定」との事前連絡があった。

a. 政令で定める物資に、小麦、大豆、塩、鉄鉱石、石炭、ナフサ、液化石油ガス及びメタノールを追加。

小麦、大豆、塩、鉄鉱石、石炭 → ばら積み船 ナフサ → プロダクトタンカー  
液化石油ガス → LPG 船 メタノール → ケミカルタンカー

※ LNG については、大手 3 社から特段の追加要望が無かった由。

また、特措法の「海賊行為の対象となるおそれが大きい船舶」の基準は、速力 18 ノット未満、侵入可能な場所から満載喫水線まで垂直距離 16m 未満。従って、LNG 船、コンテナ船、PCC 等は対象外。

b. 上記 a の物資を輸送する船舶は、他の物資輸送時も武装警備員が乗船可能。

例えば、メタノールを積むケミカルタンカーは、エタノールを輸送する際にも武装警備員が乗船可能。

### ②要望書提出

当協会は、本改正が確実に行われるためにも、パブコメ実施のこのタイミングで、要望書を提出することとし、これまで海事局と検討を行ってきた大手 3 社に確認のうえ、海上安全委員会・海務幹事会および政策委員会・政策幹事会にこれまでの経緯等も含めて書面で報告、理事会にも書面で報告し、8月3日、高橋海事局長に池田会長名の要望書を提出した（【資料 1-6-1】）。

2022年9月30日、民間武装警備員が乗船可能な船舶の拡充を図る「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、これを受け、当協会は池田会長コメントを発表した（【資料 1-6-2】）。

閣議決定された政令は、10月5日付で公布され、12月1日付で施行された（【資料 1-6-3】）。

当協会は、政令施行を控え、2022年11月22日、外航課の協力を得て、本件に関する会員向け説明会を実施した。説明会では、政令の内容に加え、この機会に実施される手続きの緩和等についても説明された。

また、今回の特措法改正（対象船種拡大）を受けて、当協会外航労務部会（外労部会）および全日本海員組合（全日海）は、11月10日に協議会（安全）を開催し、拡大される船種についても、2014年の「確認書」\*の対象となることを双方で確認した。

\* 日本籍原油タンカーへの民間武装警備員乗船を可能とする特措法が2013年11月に施行されたことを受け、外労部会と全日海は、2014年2月24日に協議会（安全）を開催し、民間武装警備員を乗船させる場合の運用（乗組員の安全確保策徹底や全日海に対する関連情報の通知等）に関する「確認書」を締結している。

## 2. 日本籍船に対する証書類の電子交付

協会がかねてより要望してきた、日本籍船に対する証書等の電子交付について、2023年2月13日より、外航・内航を問わず、すべての日本籍船を対象に電子証書類の正式運用が開始された

## 3. その他

海事局は、日本籍船が保有しやすくなるような環境作りに向け、「証書類の英語化」、「関連手続きの電子化・英語化」、「船舶料理士資格（特に和食要件）」、「承認船員制度の柔軟化」、「舶用品の搭載規制」、「無線検査手続き等、日本籍船関連の諸手続き」などの改善に取り組んでおり、船舶運航事業者だけでなく、船主の意見も聞きつつ、更なる取り組みを進めている。

以上